

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年 10 月 14 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1500990 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600153 号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における昭和50年10月1日から昭和51年10月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、昭和50年10月から昭和51年7月までの期間は8万6,000円から11万8,000円、昭和51年8月から同年9月までの期間は8万6,000円から16万円とする。

昭和50年10月から昭和51年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和14年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年10月1日から昭和51年8月1日まで  
② 昭和51年8月1日から同年10月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②について、C厚生年金基金から厚生年金保険の標準報酬月額とC厚生年金基金の標準給与月額が異なっている旨の連絡を受けた。私は、C厚生年金基金の標準給与月額が正しかったと記憶しているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録により、昭和48年10月の定時決定の標準報酬月額8万6,000円が引き続き適用されていることが確認できる。

一方、A社を設立事業所とするC厚生年金基金から提出された請求者に係る「異動記録マスター+賞与異動記録マスター一覧」(以下「異動記録」という。)によると、請求者の請求期間①に係る標準給与月額は、昭和50年10月の定時決定により、8万6,000円から11万8,000円に決定されたことが確認できる。

また、被保険者名簿によると、昭和48年10月から昭和51年10月までの間において、引き続き厚生年金保険被保険者記録を有する者は、請求者を含め11人確認できるところ、この間に標準報酬月額の改定又は決定が行われていないのは、請求者のみであることが確認できる。

2 請求期間②については、C厚生年金基金から提出された請求者に係る異動記録によると、請求者の標準給与月額は、昭和 51 年 8 月の随時改定により、11 万 8,000 円から 16 万円に改定されたことが確認できるところ、被保険者名簿には、同年 8 月の随時改定の記載はなく、同年 10 月の定時決定による標準報酬月額 16 万円が記載されていることが確認できる。

また、被保険者名簿によると、昭和 51 年 8 月の随時改定の記載は一人も確認できないが、昭和 48 年から昭和 52 年までの期間において、随時改定による標準報酬月額の記載のある被保険者は全て、毎年 8 月に改定されていることが確認できる。

さらに、C厚生年金基金から提出された異動記録により、請求者と同様に昭和 51 年 8 月の随時改定による標準給与月額の記録がある加入員は 5 人確認できるが、一方、被保険者名簿には、前述のとおり昭和 51 年 8 月の随時改定の記載はないものの、請求者を含む当該複数の被保険者について、同年 10 月の定時決定による標準報酬月額の記載が確認できるところ、一人を除き当該標準報酬月額の額と上記異動記録に係る標準給与月額の額は一致していることが認められる。

よって、事業主がC厚生年金基金にのみ昭和 51 年 8 月の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」という。）を提出したとは考え難く、社会保険事務所（当時）が請求者に係る昭和 51 年 8 月の随時改定を記載すべきところ、同年 10 月の定時決定と記載したものと考えられる。

3 請求者について、請求期間①及び②を除き、厚生年金保険の標準報酬月額とC厚生年金基金の標準給与月額は一致している。

また、C厚生年金基金は、請求期間①及び②当時、社会保険事務所及び同基金に対して提出する厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）及び月額変更届の様式は、5枚つづりであり、1枚目を記入すると記載内容が基金宛、社会保険事務所宛に提出する用紙に複写される様式である旨回答している。

さらに、C厚生年金基金は、請求期間当時は手書きのため、当基金に加入している事業所が、当基金から配付した届書を使用していたと思われる旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求期間①及び②について、事業主は、C厚生年金基金と同一内容の算定基礎届及び月額変更届を社会保険事務所へ提出していたと推認でき、当該届書により、決定及び改定された請求者の標準報酬月額は、請求者が主張する標準報酬月額であったと認められることから、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額を 11 万 8,000 円に、請求期間②に係る標準報酬月額を 16 万円にそれぞれ訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600224 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600154 号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における昭和50年10月1日から昭和51年10月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、昭和50年10月から昭和51年7月までの期間は12万6,000円から16万円、昭和51年8月から同年9月までの期間は12万6,000円から19万円とする。

昭和50年10月から昭和51年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年10月1日から昭和51年8月1日まで  
② 昭和51年8月1日から同年10月1日まで

C厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額とC厚生年金基金の標準給与月額が異なっていることを知った。私は、C厚生年金基金の標準給与月額が正しかったと記憶しているので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録により、昭和49年8月の随時改定の標準報酬月額12万6,000円が引き続き適用されていることが確認できる。

一方、A社を設立事業所とするC厚生年金基金から提出された請求者に係る「異動記録マスター+賞与異動記録マスター一覧」(以下「異動記録」という。)によると、請求者の請求期間①に係る標準給与月額は、昭和50年10月の定時決定により、12万6,000円から16万円に決定されたことが確認できる。

また、被保険者名簿によると、昭和50年1月及び同年2月に厚生年金保険被保険者資格を取得した9人に係る同年10月の定時決定による標準報酬月額は、被保険者資格取得時の標準報酬月額が上限に達している一人を除き、被保険者資格取得時より増額しており、当該9人全

員について、請求者の標準報酬月額より高額となっていることが確認できる。

2 請求期間②については、C厚生年金基金から提出された請求者に係る異動記録によると、請求者の標準給与月額は、昭和 51 年 8 月の隨時改定により、16 万円から 19 万円に改定されたことが確認できるところ、被保険者名簿には、同年 8 月の隨時改定の記載はなく、同年 10 月の定時決定による標準報酬月額 19 万円が記載されていることが確認できる。

また、被保険者名簿によると、昭和 51 年 8 月の隨時改定の記載は一人も確認できないが、昭和 48 年から昭和 52 年までの期間において、隨時改定による標準報酬月額の記載のある被保険者は全て、毎年 8 月に改定されていることが確認できる。

さらに、C厚生年金基金から提出された異動記録により、請求者と同様に昭和 51 年 8 月の随时改定による標準給与月額の記録がある加入員は 5 人確認できるが、一方、被保険者名簿には、前述のとおり昭和 51 年 8 月の随时改定の記載はないものの、請求者を含む当該複数の被保険者について、同年 10 月の定時決定による標準報酬月額の記載が確認できるところ、一人を除き当該標準報酬月額の額と上記異動記録に係る標準給与月額の額は一致していることが認められる。

よって、事業主がC厚生年金基金にのみ昭和 51 年 8 月の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」という。）を提出したとは考え難く、社会保険事務所（当時）が請求者に係る昭和 51 年 8 月の随时改定を記載すべきところ、同年 10 月の定時決定と記載したものと考えられる。

3 請求者について、請求期間①及び②を除き、厚生年金保険の標準報酬月額とC厚生年金基金の標準給与月額は一致している。

また、C厚生年金基金は、請求期間①及び②当時、社会保険事務所及び同基金に対して提出する厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）及び月額変更届の様式は、5枚つづりであり、1枚目を記入すると記載内容が基金宛、社会保険事務所宛に提出する用紙に複写される様式である旨回答している。

さらに、C厚生年金基金は、請求期間当時は手書きのため、当基金に加入している事業所が、当基金から配付した届書を使用していたと思われる旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求期間①及び②について、事業主は、C厚生年金基金と同一内容の算定基礎届及び月額変更届を社会保険事務所へ提出していたと推認でき、当該届書により、決定及び改定された請求者の標準報酬月額は、請求者が主張する標準報酬月額であったと認められることから、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額を 16 万円に、請求期間②に係る標準報酬月額を 19 万円にそれぞれ訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600281 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600157 号

## 第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 49 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日に訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 8 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 49 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の昭和 49 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

ねんきん定期便で年金加入記録を確認したところ、A社とC社から社名変更したB社との間に 1 か月間の空白があったが、私はA社にその間も継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の回答により、請求者が請求期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された請求期間の前と後の給料支払明細書（A 社の名称変更前の事業所である D 社と記載されている昭和 49 年 6 月分、同年 7 月分及び昭和 50 年 1 月分）によると、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、B 社の事業主は、「当時の厚生年金保険料控除に関する資料はないものの、社名変更しただけであり請求者は継続して勤務していたと思われるため、給与は通常どおり支払われ、請求期間に係る厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A 社の厚生年金保険被保険者原票

における請求者の昭和 49 年 8 月の記録から、8 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社の事業主は、昭和 49 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 49 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年 10 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 9 月 30 日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 49 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600275 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600155 号

## 第1 結論

請求期間①及び②について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、訂正請求記録の対象者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（継柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 29 年生

住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正 10 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 47 年 3 月 2 日から昭和 50 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 2 月 16 日から同年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 50 年 9 月 1 日から昭和 51 年 1 月 20 日まで

私の夫は、A社に昭和 47 年 3 月 2 日から昭和 50 年 3 月 31 日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は昭和 50 年 2 月 1 日から同年 2 月 16 日までの 1 か月間となっており、請求期間①及び②に係る被保険者記録がない。

また、B社に勤務した請求期間③についても厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、雇用保険の記録から、事業所の名称は不明であるが訂正請求記録の対象者が昭和 47 年 3 月 2 日に雇用保険被保険者資格を取得し、昭和 50 年 3 月 31 日に離職したことが確認できること、並びに請求期間当時の A 社の役員及び同僚の回答から、訂正請求記録の対象者が当該期間において A 社に勤務していたことが認められる。

一方、前述の役員及び同僚は、訂正請求記録の対象者は A 社の C 作業所において、現場事務

員として現地採用され同作業所に勤務していた旨の陳述をしている上、同役員は、現地採用者の厚生年金保険の適用については分からないと回答している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同社のC作業所の所長は昭和48年1月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、前述の役員は、C作業所の所長はその数年前から同作業所で勤務していた旨の陳述をしている上、ほかの作業所に勤務していた同僚が回答した自身の入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期も相違していることから、A社では、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、雇用保険記録によると訂正請求記録の対象者及びA社のC作業所の所長の離職日は昭和50年3月31日とされているものの、オンライン記録によると同社は同年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、訂正請求記録の対象者及び同社のC作業所の所長の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年2月16日と記録されていることが確認できる。

加えて、A社は既に解散しており、事業主及び同社のC作業所の所長は死亡しているため、請求期間①及び②当時における訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできなかった。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

請求期間③について、雇用保険の記録から、事業所の名称は不明であるが訂正請求記録の対象者が昭和50年9月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、昭和51年1月20日に離職したことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにより調査を行ったものの、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、請求者が名前を挙げた複数の同僚についても、請求期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録はない。

さらに、請求期間③当時のB社の事業主及び役員並びに請求者が名前を挙げた同僚に照会を行ったものの回答が得られないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできなかった。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600283 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600156 号

## 第1 結論

請求期間①から⑥までについて、請求者のA社B事務所（以下「B事務所」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 57 年 9 月 1 日から昭和 58 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 10 月 27 日から昭和 59 年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 59 年 9 月 1 日から同年 12 月 5 日まで  
④ 昭和 60 年 1 月 5 日から同年 5 月 10 日まで  
⑤ 昭和 60 年 6 月 3 日から昭和 61 年 1 月 1 日まで  
⑥ 昭和 61 年 2 月 15 日から同年 8 月 1 日まで

私は、C 県内のD事業所に、産前産後休暇や育児休暇を取得した職員の代替えの臨時職員として勤務したが、請求期間①から⑥までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録がない。調査の上、この期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、B事務所から提出された請求者に係る履歴書により、請求者は同所管轄のD事業所に臨時職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、B事務所に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求者の請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、B事務所は、請求者に係る厚生年金保険の加入及び保険料の控除を確認できる資料は保存年限を経過しているため保管しておらず、当時の状況については不明である旨回答しており、請求者自身も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の書類を所持していない。

また、請求者から提出された辞令書によると採用時の採用期間は 4 か月以内であることが確認できるところ、B事務所管轄のD・E 事業所において正規職員として勤務していた者は、臨時職員の厚生年金保険の加入について、請求期間当時、採用時の辞令書における採用期間が比較的短い場合や臨時職員が親族の被扶養者となっている場合、本人が厚生年金保険への加入を希望しない場合には加入させない取扱いがされた旨回答している。

さらに、B事務所に係る厚生年金保険被保険者原票において請求期間①から⑥までの期間に被保険者資格を複数回取得していることが確認できる者 12 人に照会し、回答のあった 7 人のうち、請求者と同様に採用期間の一部に厚生年金保険の記録がない旨回答している 2 人は、採用期間が短期間であったため厚生年金保険に加入できなかつたとしている上、このうちの一人は、厚生年金保険の被保険者とされていない期間に支給された給与からは、厚生年金保険料を控除されていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。